

自殺総合対策大綱の見直しに関する意見書

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク

副代表 根岸 親

1) 自殺対策に資する相談事業について

前回の大綱の見直し以降、自殺対策に資する相談事業は SNS や Web チャット等のツールを活用したものが増えている。この実態を踏まえて、大綱においても、そのような取組の重要性をしっかりと位置づけるべきではないか。

また、相談事業の認知度に関する指標も、自殺対策を主たる目的とした相談事業（自殺対策交付金対象事業）を優先的に検証の対象とすべきでないか。

加えて、自治体と民間団体の連携強化の必要性について大綱でもしっかりと強調することで、より多くの自治体が自殺対策において民間団体との連携に積極的になるように後押しすべきではないか。

孤独・孤立対策など、他施策における相談事業と自殺対策の相談事業との連携の枠組みについても明確に示すべきではないか。国が枠組みを示さないと、地域（自治体）の現場でも縦割りのままで連携が進まなくなってしまう恐れがある。

2) 「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉」が傷つけられた時の対応について

自殺対策基本法の第九条には「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と謳われている。

名誉等を侵害しないための取組を徹底し、そのためのガイドライン等を策定することが重要であることは、第 4 回目開催の本会議でも発言したところだが、一方で、「名誉等を侵害されたときのガイドラインの策定」や「名誉等を侵害するとはどういうことを学ぶための研修会の開催」等も必要ではないか。

本会議でこれまで発言してきたように、「日本ポストベンションカンファレンス」という厚労省の補助事業として開催されたイベントにおいて、これを主催した団体が、イベントに参加した自死遺族の発言を無断で撮影し、その動画を YouTube にアップするという事案が起きた。主催者は、参加者からの指摘を受けて動画を削除し、その後 HP 上でも謝罪をしたが、動画がアップされたことに気づかなかった参加者（自死遺族も含む）には、その後、主催者から何の連絡も謝罪も行われていないという。

このイベントに参加した遺族の方からは「参加申込み時に収集した連絡先があるはずで、なぜ参加者全員に事情を説明し、謝罪しないのか」「動画が削除されても、万が一、誰かに見られていたかもしれないという不安から、いつも緊張した状態で過ごすことになったら安心した生活を送れなくなる」といった声がライフリンクにも寄せられている。

従って、こうしたことが起きないようにするための対策だけでなく、起きてしまった後の対応に関するガイドライン等を策定すべきでないか。

3) 「SOS の出し方に関する教育」について

自殺対策に資する SNS 等の相談対応を通じて、子どもや若者が「SOS を出すこと」に強い抵抗感を持っていることが多いのを実感している。様々な悩みや課題を抱えながらも周囲の誰にも相談できず、自殺に追い詰められる瀬戸際の状況になってようやく SOS を出してくる子どもや若者が多いが、実際は、SOS を出せずに自殺で亡くなっている子どもや若者も少なくないはずである。

こうした状況を一気に改善してくれる万能薬は残念ながらないと思うが、社会的な啓発活動や相談窓口の受皿強化等を強化することに加えて、義務教育の期間中は、すべての子どもが少なくとも年に1回（できれば数回）は「SOS の出し方に関する授業」を受けられるようにすべきである。

また、そのような取組を進める中で、子どもたちに「SOS を出していいんだよ」というメッセージを伝えるだけでなく、実際に「SOS の出し先となる地域の専門家を具体的に紹介すること」を重要視すべきである。具体的には、授業の中で「いざとなったら私のところに相談に来て」と子どもたちに直接呼びかけることのできる地域の専門家（保健師など、学校の関係者以外）が行うべきである。そうしないと、学校に不信感を持っていて、家族にも相談できない子どもたちは、身近なところに SOS の出し先を持つことができない。

大綱にも、それらの重要性を明記し、そのために文部科学省と厚生労働省が連携して取り組むことも加えて明記すべきである。

以上